○海上保安庁告示第五十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

平成二十二年二月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二六度五〇分東経一四〇度四五分の地点、北緯二六度五〇分東経一四一度一五分の地点、北緯二六度三〇分東経一四一度一五分の地点、北緯二六度三〇分東経一四〇度四五分の地点、北緯二六度五〇分東経一四〇度四五分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯二五度三〇分東経一四一度一〇分の地点、北緯二五度三〇分東経一四一度一八分の地点、北緯二五度二四分東経一四一度一八分の地点、北緯二五度二四分東経一四一度一〇度一〇分の地点、北緯二五度三〇分東経一四一度一〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間

(イ)　平成二十二年二月二十四日から平成二十二年三月六日まで

(ロ)　平成二十二年三月六日から平成二十二年三月十四日まで

三　水路測量等の実施方法　衛星航行測位装置、マルチビーム音響測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第五号（平成二十二年二月五日）により通報

○環境省告示第七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第二項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年二月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

公園事業の名称及び種類	路線及び区域
一　小笠原国立公園	
三日月山線道路（車道）	起点―東京都小笠原村父島（大根山・国立公園境界）
	終点―東京都小笠原村父島（西町）
母島南進線道路（車道）	起点―東京都小笠原村母島（南崎・国立公園境界）
	終点―東京都小笠原村母島（南崎）
扇浦線道路（歩道）	起点―東京都小笠原村父島（扇浦・国立公園境界）
	終点―東京都小笠原村父島（吹割山・車道合流点）
コペペ園地	東京都小笠原村父島（コペペ）
北村園地	東京都小笠原村母島（北村）
兄島瀬戸係留施設	東京都小笠原村兄島（兄島瀬戸）
宮之浜係留施設	東京都小笠原村父島（宮之浜）
小港係留施設	東京都小笠原村父島（小港）
巽湾係留施設	東京都小笠原村父島（巽湾）
南島係留施設	東京都小笠原村南島（南島）
東港係留施設	東京都小笠原村母島（東港）
ウエントロ係留施設	東京都小笠原村母島（ウエントロ）
御幸之浜係留施設	東京都小笠原村母島（御幸之浜）
向島係留施設	東京都小笠原村向島（向島）
平島係留施設	東京都小笠原村平島（平島）
聟島列島自然再生施設	東京都小笠原村（聟島列島（北ノ島、中ノ島、笹魚島、聟島、聟島鳥島、針之岩、媒島、媒島島、嫁島、前島及び後島））
西之島自然再生施設	東京都小笠原村（西之島）
火山列島自然再生施設	東京都小笠原村（北硫黄島）
二　阿蘇くじゅう国立公園	
城山北乗馬施設	熊本県阿蘇市（城山北）
久住御池避難小屋	大分県竹田市（久住御池）

○環境省告示第八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第二項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業の一部を廃止したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年二月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

公園事業の名称及び種類	路線及び区域	公示
一　小笠原国立公園		
三日月山北麓線道路（歩道）	起点―東京都小笠原村父島（宮之浜・国立公園境界）	昭和四十八年十一月環境庁告示第百五十号
	終点―東京都小笠原村父島（三日月山）	平成十四年八月環境省告示第五十三号
聟島植生復元施設	東京都小笠原村（聟島）	
媒島植生復元施設	東京都小笠原村（媒島）	平成十四年八月環境省告示第五十三号
嫁島植生復元施設	東京都小笠原村（嫁島）	平成十四年八月環境省告示第五十三号
西島植生復元施設	東京都小笠原村（西島）	平成十四年八月環境省告示第五十三号
南島植生復元施設	東京都小笠原村（南島）	平成十四年八月環境省告示第五十三号
二　大山隠岐国立公園		
大野池公衆浴場	鳥取県西伯郡大山町（大野池）	平成九年十二月環境庁告示第九十五号

○環境省告示第九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第二項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業の一部を変更したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年二月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

公園事業の名称及び種類	区域	公示
一　阿寒国立公園		
藻琴山周回線道路（歩道）	事業（平成九年九月環境庁告示第四十三号により公示）の変更	
藻琴山登山線道路（歩道）	変更後の公園事業の名称及び種類	
	路線	
	起点―北海道網走郡大空町（東洋・国立公園境界）	
	終点―北海道斜里郡小清水町（第二展望台・歩道合流点）	
二　小笠原国立公園		
父島宮ノ浜線道路（車道）	事業（昭和五十年六月環境庁告示第四十二号により公示）の変更	
	変更後の公園事業の名称及び種類	
	路線	
宮之浜線道路（車道）	起点―東京都小笠原村父島（宮之浜道・国立公園境界）	
	終点―東京都小笠原村父島（宮之浜）	